

## 「まちを元気にする条例づくり」

### 1. 目標

「自治基本条例」(補足1参照)の制定

### 2. 指標

2011年 「自治基本条例」の策定に着手する

(総合計画に関する提言としては、次期総合計画に開始時期に合さざるを得ないので2011年に着手するとしているが、市民会議としては次期総合計画の策定と同時に「自治基本条例」が制定され、同条例の内容と整合性のある総合計画が策定されることを提言する)

### 3. 現状と課題

箕面市では平成9年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、既に市民がまちづくりの主体であることを明らかにしていますが、これらの条例制定時には先駆的な意味合いがあったものの、本格的な地方分権時代に入った現時点では残念ながら若干時代遅れの感は免れず、また、必ずしも条例の理念に沿ったまちづくりが進められているとは言いきれません。

既に周辺の自治体をはじめ多くの自治体で「自治基本条例」またはそれに類する条例が制定されつつあり、地方分権時代の自治のあり方や自治体運営に関する理念・原則・制度を明らかにするとともに、まちづくりのための最上位条例として位置付けています。しかし、条例の制定そのものが目的ではなく、市民が求める自治の実現、即ち市民自治の確立が目的です。それにはこれまでのような理念型の条例ではなく、市民をまちづくりの主体として位置づけ、市民参加を基本理念として、これを具体化するための市民の権利や種々の手続きを定めるなど具体的な内容を規定しなければなりません。総合計画の位置づけを確立し、その実効性を担保する仕組みとしても「自治基本条例」が求められています。

### 4. 必要な取組

#### (1) 市民等が取り組むこと

- 「自治基本条例」素案策定のための市民主体の検討機関に参加する

#### (2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- 「自治基本条例」素案策定のための検討機関を運営し素案を提言する

### ( 3 ) 行政が取り組むこと

- 「自治基本条例」素案策定のための検討会議を招集する
- 市長、議会を含む行政は「自治基本条例」の必要性を理解し、早期制定に努める
- 「自治基本条例」を尊重し、遵守する

## 5 . まちづくりの効果

自治の本来の目的である、市民、行政、議会が力を合わせて、市民主体の目指すべきよりよい地域社会の実現に努めることができる。また、条例によって市民が将来にわたって常に市政に参加し、発言できる体制を次の世代にも持続し、実効性を持ち続けることができる。

### ( 補足 1 ) 自治基本条例で規定すべき事項

- 市民主権の理念で、自治の基本原則、自治の主体のあり方を明らかにする
- 市民、市議会及び行政が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力する協働の原則を定める
- 自己決定、自己責任による自立した自治運営の実現、豊かな地域社会の創造をめざす
- 情報共有（市民は、市政情報を知る権利がある）の規定
- 市民の権利と責務、議会、市長、行政機関などの責務などの明記
- 住民投票に関する規定と位置づけ
- 総合計画の位置づけ、評価
- 地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重